

質問第六八号

P F A S漏洩に係る米軍横田基地への立入調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年十二月二十四日

牧 山 ひろえ

参議院議長 関 口 昌 一 殿

P F A S 漏洩に係る米軍横田基地への立入調査に関する質問主意書

米軍横田基地（東京都福生市など。以下「横田基地」という。）から発がん性など健康被害が生じるおそれ指摘されるP F A S（有機フッ素化合物）を含む汚染水が流出した可能性があるとして、二〇二四年十月二十日、防衛省、外務省、環境省、東京都及び横田基地周辺の六市町が、横田基地への立入調査を実施した。これに関連して以下質問する。

一 二〇二四年十月三日、防衛省北関東防衛局から米国側の情報として、漏洩の可能性について連絡があったから立入調査に至るまで一月半を要しているが、その理由を示されたい。

二 今後想定される日米地位協定の環境補足協定に基づく調査では、貯水池の水のサンプリング調査等に限らず、汚染の現状の把握に必要な調査、例えば、土壌の調査等は、幅広く積極的に行うよう米軍側と折衝すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 今回の立入調査時の説明内容の公開、環境補足協定に基づく調査、その他横田基地の漏洩事故に関し、今後想定される対応とそれぞれのタイムスケジュールについて説明されたい。

四 横田基地の漏洩事故は、二〇二四年八月以外にも、二〇一〇年～二〇二三年の間に少なくとも計八回あ

った。米軍は、これらの事案について、いずれも基地外への流出は認めていない。

しかし、二〇二四年八月の事案について漏洩の可能性を米軍が認めた以上、前記八事案についても再度調査を要請すべきと考えるが、米軍に再調査を要請する考えはあるか示されたい。

五 横田基地以外でも、漏洩疑惑が指摘されている米軍基地が複数ある。これらについても、日米地位協定の環境補足協定に基づく調査を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。